

那須烏山市後援等名義使用承認取扱規程

平成29年12月28日
那須烏山市規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、国、地方公共団体、公益法人、民間企業、民間団体等又は個人（以下「団体等」という。）が開催する講演会、展示会、競技会その他の事業（以下「事業」という。）に対し、市が行う後援、協賛、共催等（以下「後援等」という。）の名義の使用の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援等の種類)

第2条 市がその名義の使用を承認する後援等の種類は、次の各号に掲げるものとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、団体等の事業により次の各号に掲げるものにより難いときは、協力、推薦等当該事業に応じたものとする事ができるものとする。

- (1) 後援 団体等が、その目的及び内容が産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興その他市民の福祉の増進に寄与すると認められる事業を行う場合に、団体等の申請に基づき当該事業の趣旨に賛同する意思を表示することをいう。
- (2) 協賛 団体等が前号に規定する事業のうち、特に市民の生活の向上及び福祉の増進に果たす役割が大きいと認められる事業を行う場合に、団体等の申請に基づき後援のほか、物品の支給若しくは貸与又は場所の提供等の支援を行うことをいう。
- (3) 共催 団体等が第1号に規定する事業のうち、公益性から判断して市が主催者の一員として事業の運営に参画する必要があると認められる事業を行う場合に、団体等の申請に基づき主催者の一員として、事業の企画又は運営その他の必要な協力をを行い、当該主催者と共同して責任の一部を分担することをいう。

(使用承認名義)

第3条 後援等において使用を承認する名義は、「那須烏山市」とする。

(承認の基準)

第4条 後援等の名義の使用の承認は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が市の産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興その他市民の福祉の増進に寄与すると認められること。
 - (2) 団体等の代表者及び構成員が明確で、事業遂行能力があり、かつ、事業執行の責任を果たし得ると認められること。
 - (3) 事業を行う会場等の秩序が維持され、並びに参加者の安全及び衛生が十分に確保されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の名義の使用の承認を行わない。
- (1) 法令等（法律及び法律に基づく政令その他の命令、条例、規則等をいう。）又は公

序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの

- (2) 特定の思想又は信条の普及又は宣伝を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的な内容を含むもの
- (4) 営利又は商業宣伝を目的とするもの。ただし、当該事業の内容が市の知名度の向上又は産業の振興に寄与するものであると認められるときは、この限りでない。
- (5) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、徴収する目的又は金額が必要最小限の範囲を超え、妥当性を欠くもの
- (6) 参加者等に寄付、援助等を強要するもの
- (7) 会員等の勧誘を目的とするもの
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と関係があると認められるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、後援名義等の使用の承認を行うことが適当でないとして市長が認めるもの

（承認の期間）

第5条 後援等の名義の使用の承認の期間は、承認した日から当該事業の終了の日までとし、6箇月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ないと市長が認めるときは、6箇月を限度として承認の期間を延長することができる。

（申請の手続）

第6条 後援等の名義の使用の承認を受けようとする団体等は、市の名義を使用する1箇月前までに後援等名義使用承認申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、当該申請書に記載すべき事項を満たしている場合であれば、当該団体等における申請書により申請することができる。

- (1) 事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (2) 団体等の規約、会則その他主催者の概要、活動目的及び活動実績を表す書類
- (3) 団体等の役員その他事業関係者の住所、役職名等を明らかにする書類
- (4) 入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあっては、当該事業に係る収支予算書
- (5) パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷物に後援名義等の表示をするときは、その原稿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、前年度に同様の事業で後援等の名義の使用の承認を受けたときは、同項第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略させることができるほか、事業の内容により、同項各号に定める書類の添付を省略させることができる。

（審査及び決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、後援等の名義の使用の承認を行うことが適当と認めるときは後援等名義使用承認通知書（別記様式第2号）により、後援等の名義の使用の承認を行うことが適当でないとして認め

るときは後援等名義使用不承認通知書（別記様式第3号）により、当該申請のあった団体等に通知するものとする。

- 2 市長は、後援等の名義の使用の承認を行うに当たり、特に必要があると認めるときは、必要な条件を付すことができる。

（変更の届出）

- 第8条** 前条第1項の規定により、後援等の名義の使用の承認を受けた団体等は、当該事業の内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を市長に届け出なければならない。

（実績報告）

- 第9条** 後援等の名義の使用の承認を受けた団体等は、当該事業の終了後、速やかに後援等名義使用実績報告書（別記様式第4号）により、事業の実施状況を市長に報告しなければならない。ただし、当該報告書に記載すべき事項を満たしている場合であれば、当該団体等における報告書により報告することができる。
- 2 前項の場合において、入場料、参加料その他の費用を徴収したときは、当該事業に係る収支決算書を添付しなければならない。

（承認の取消し）

- 第10条** 市長は、後援等の名義の使用の承認をした団体等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等の名義の使用の承認を取り消すことができる。
- (1) 申請の内容に虚偽その他不正な事実が判明したとき。
 - (2) 第4条第1項の規定に該当しない事実が判明したとき、又は同条第2項各号のいずれかの規定に該当することが判明したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、後援名義等の使用にふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により後援等の名義の使用の承認を取り消したときは、後援名義等使用承認取消通知書（別記様式第5号）により当該団体等に通知するものとする。

（費用負担及び賠償責任）

- 第11条** 市は、後援等の名義の使用の承認をした事業の実施に伴う経費等の負担は、行わない。ただし、市が共催の名義の使用の承認をする場合において、当該事業の実施に係る予算の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 市は、前条の規定による後援等の名義の使用の承認の取消しに伴い、当該団体等に損失又は損害が生じることがあっても、その責めを負わない。
 - 3 団体等は、故意又は過失により、市から借用した物品、施設等に損害を与えたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(準用)

第12条 市長以外の市の執行機関における後援等の名義の使用の承認については、この規程を準用する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による後援等の名義の使用の承認は、この規程の施行の日以後になされる後援等の名義の使用の承認に係る申請について適用する。

別記様式第1号（第6条関係）

後援等名義使用承認申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 団体名
所在地
代表者の職氏名 ⑩
電話番号

次の事業について、後援等の名義の使用承認を受けたいので、那須烏山市後援等名義使用承認取扱規程第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

後援等の種類	<input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 協賛 <input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業の名称	
主催者（申請者と同じ場合は省略可）	
内容及び目的	
開催日時	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
開催場所	
後援等の名義の使用の承認を受けたい理由	
参加対象	
名義等の使用期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
費用（参加料等）徴収の有無	有 ・ 無 予定金額 円（ 当たり）
備考	

添付書類

- (1) 事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (2) 団体等の規約、会則その他主催者の概要、活動目的及び活動実績を表す書類
- (3) 団体等の役員その他事業関係者の住所、役職名等を明らかにする書類
- (4) 入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあっては、当該事業に係る収支予算書
- (5) 印刷物に後援名義等の表示をするときは、印刷するパンフレット、チラシ、ポスター等の原稿
- (6) その他必要な書類（ ）

別記様式第2号（第7条関係）

後援等名義使用承認通知書

那烏指令 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申請のあった後援等の名義の使用については、次のとおり承認しましたので、那須烏山市後援等名義使用承認取扱規程第7条第1項の規定に基づき通知します。

後 援 等 の 種 類	
事 業 の 名 称	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
承 認 の 期 間	
承 認 の 条 件	

指示事項

- (1) 事業計画に変更が生じたときは速やかに変更内容を届け出ること。
- (2) 事業が終了したときは、速やかに後援等名義使用実績報告書を提出すること。

別記様式第3号（第7条関係）

後援等名義使用不承認通知書

那鳥指令 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申請のあった後援等の名義の使用については、次の理由により承認しないこととしましたので、那須烏山市後援等名義使用承認取扱規程第7条第1項の規定に基づき通知します。

事業の名称	
承認しない理由	

別記様式第4号（第9条関係）

後援等名義使用実績報告書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

団体名
 所在地
 代表者の職氏名 ⑩
 電話番号

年 月 日付けで承認された後援等の名義の使用については、事業が終了したので、那須烏山市後援等名義使用承認取扱規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業の名称	
内容及び効果	
開催日時	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
開催場所	
参加者数	
費用（参加料等） 徴収の有無	有 ・ 無 徴収額 円（ 当たり）

指示事項

※費用を徴収した場合は、収支決算書を添付すること。

別記様式第5号（第10条関係）

後援等名義使用承認取消通知書

那 烏 達 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで承認した後援等の名義の使用については、次の理由により承認を取り消しましたので、那須烏山市後援等名義使用承認取扱規程第10条第2項の規定に基づき通知します。

事業の名称	
取消しをした理由	